

# アイ・エム・アイ社友会会則

(名称)

第1条 当会は、アイ・エム・アイ社友会と称する。

(目的)

第2条 当会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 当会は、第2条に定める目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 会員の親睦
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 会員相互の情報提供

(会員資格)

第4条 当会の会員は、アイ・エム・アイ株式会社を退職・退任した時に、次のいずれかに該当し、入会を希望する者とする。

- (1) 役員・正社員として1年以上在籍、かつ、円満に退職した者
- (2) その他、当会の本部が適当と認めた者

(本部・事務局)

第5条 当会の本部は、会員より構成する。事務局は、アイ・エム・アイ株式会社経営企画部内に置き、本会則第3条2項(会員名簿の管理)および3項(会員相互の情報提供)を担当する。

(入会)

第6条 当会に入会する場合は、届出書に所定事項を記入して当会事務局に届け出るものとする。

(退会)

第7条 次の各号の一に該当する者は退会とする。

- (1) 会員本人からの退会の申し出があった場合
- (2) 会員本人が死亡した場合

(届出内容の変更)

第8条 会員は、第6条に定める届出内容に変更が生じた場合には、変更内容を当会事務局まで連絡しなければならない。

(会費)

第9条 当会の会費は徴収しない。

附則

1. 本会則は、令和6年8月16日から実施する。